

処分基準整理票

処分の内容		行政財産使用料の減免の取り消し	
根拠法令及び条項			
処分基準	☐ 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) ☒ 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第1号に該当)		
	公表 ☐ する ☐ しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】(※処分基準を公表する場合のみ記載すること。)		
処分基準 設定年月日	年 月 日	処分基準 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	上下水道局 総務課		
備考	那覇市審査基準等の設定及び公表に関する規則(以下 規則)第5条において準用する第3条第2項第1号(処分が極めてまれな場合)に該当するため、処分基準は無いが、規則の趣旨及び制定経緯から、その必要性の認識を持ったので、処分基準の記述について規程等の改正を検討しています。		

注 処分基準が法令に具体的に規定されているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。